

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県中部農林振興事務所から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和四年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量、水準測量及び現地測量）
- 二 測量の地域 磯城郡田原本町大字法貴寺
- 三 測量の終了年月日 令和四年十一月三十日